

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																				
<p>(目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第64条～第81条 (略) 第81条の2 <u>JAPAN ローミング™</u>の利用 第82条～第84条 (略) 第13章 その他のサービス 第85条～第90条 (略) 第91条 <u>番号案内サービス</u> 第92条 <u>番号案内サービス料等の支払義務等</u> 第93条～第94条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u></td> <td>SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>4 <u>5Gサービス</u></td> <td>モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、<u>卸携帯電話サービス</u>（卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの</td> </tr> <tr> <td>5～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u>	SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4 <u>5Gサービス</u>	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>卸携帯電話サービス</u> （卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの	5～34 (略)	(略)	<p>(目次) 第1章～第11章 (略) 第12章 雑則 第64条～第81条 (略) 第82条～第84条 (略) 第13章 その他のサービス 第85条～第90条 (略) 第91条 <u>相互接続番号案内</u> 第92条 <u>番号案内料等の支払義務等</u> 第93条～第94条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u></td> <td>SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>4 <u>5Gサービス</u></td> <td>モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、<u>FOMAサービス</u>（FOMAサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、<u>卸携帯電話サービス</u>（卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの</td> </tr> <tr> <td>5～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章～第7章 (略)</p> <p>第8章 通信</p> <p style="text-align: center;">第1節 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u>	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4 <u>5Gサービス</u>	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>FOMAサービス</u> （FOMAサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>卸携帯電話サービス</u> （卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの	5～34 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																				
1～2 (略)	(略)																				
3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u>	SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																				
4 <u>5Gサービス</u>	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>卸携帯電話サービス</u> （卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの																				
5～34 (略)	(略)																				
用 語	用 語 の 意 味																				
1～2 (略)	(略)																				
3 <u>モバイルマルチメディア通信網</u>	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																				
4 <u>5Gサービス</u>	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、Xiサービス（Xiサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>FOMAサービス</u> （FOMAサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>卸携帯電話サービス</u> （卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの																				
5～34 (略)	(略)																				

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第41条 5Gサービス、Xiサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している5G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～12（略）

(注)（略）

第42条～第43条（略）

第3節（略）

第9章 料金

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第45条 当社が提供する5G等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～3（略）

4（略）

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第46条 5G契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算してその付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。

ただし、別表2（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により5G等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(3)（略）

3（略）

第47条～第51条（略）

第3節～第7節（略）

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第41条 5Gサービス、Xiサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している5G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～12（略）

(注)（略）

第42条～第43条（略）

第3節（略）

第9章 料金

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第45条 当社が提供する5G等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～3（略）

4 情報提供サービス（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に定めるところによります。

5（略）

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第46条 5G契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、別表2（付加機能）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により5G等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(3)（略）

3（略）

第47条～第51条（略）

第3節～第7節（略）

第 10 章 (略)

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 62 条 当社は、5 G サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 5 G サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 G サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 5 G サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 63 条 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 71 条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1) (略)

(2) X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスター III 通信サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスター III 契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(3) (略)

2～4 (略)

(注) (略)

第 73 条～第 81 条 (略)

(JAPAN ローミング™の利用)

第 81 条の 2 5 G 契約者（当社が別に定める者に限ります。）は、JAPAN ローミング™（天災、事変その他の非常事態が発生し 5 G サービスの提供が技術的に困難と当社が判断した場合において、当社と JAPAN ローミング™に係る事業者間契約を締結した協定事業者が、当社からの要請を承諾してドコモ U I M カード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。この場合において、JAPAN ローミング™には次の方式があります。

方 式	内 容
-----	-----

第 10 章 (略)

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 62 条 当社は、5 G サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 5 G サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、5 G サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその 5 G サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 63 条 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 71 条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1) (略)

(2) F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスター III 通信サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その F O M A 契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスター III 契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(3) (略)

2～4 (略)

(注) (略)

第 73 条～第 81 条 (略)

1 フルローミング	2 以外のもの
2 緊急通報のみ	通話モードによる緊急通報に限り利用できるもの

- 2 JAPAN ローミング™は、当社が定める期間及び方式に限り利用することができます。この場合において、当社は JAPAN ローミング™を利用できる状態としたときは、当社のインターネットホームページ等において掲示します。
- 3 JAPAN ローミング™に係る協定事業者において運用上又は技術上の支障が生じた場合は、JAPAN ローミング™の利用を一時中断又は中止することがあります。
- 4 当社は、JAPAN ローミング™を利用した緊急通報において、第 64 条（発信者番号通知等）の規定にかかわらず、契約者識別番号に代えてその契約者回線に接続されている移動無線装置に装着されたドコモ I Mカード等に係る IMSI 番号を、その緊急通報に係る機関へ通知する場合があります。
- 5 JAPAN ローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「1 8 4」又は「1 8 6」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があります。
- 6 JAPAN ローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「1 8 4」をダイヤルする等した場合であっても、契約者識別番号又は IMSI 番号が、その緊急通報に係る機関へ通知される場合があります。
- 7 JAPAN ローミング™に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- （注 1）フルローミング方式を利用したデータ通信モードによる通信の伝送速度は、300kb/s 以下に制限されます。
- （注 2）本条第 1 項に規定する当社が別に定める者は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。
- （注 3）本条第 7 項に規定する当社が別に定めるところは、当社が定める JAPAN ローミング™利用規約とします。

第 82 条～第 84 条（略）

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条（略）

（番号案内サービス）

第 91 条 5 G 契約者等は、番号案内サービス（N T T タウンページ株式会社が提供するタウンページに掲載されている電話番号の案内を受けることができるものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（注）番号案内サービスにおいて、1 回の利用で問合せを行うことができる電話番号の数は 15 件までとします。

（番号案内サービス料等の支払義務等）

第 92 条 番号案内サービスの利用に係る料金は、当社が定めるものとし、番号案内サービスを利用した契約者回線の 5 G 契約者等が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内サービス料及び番号案内サービスへの接続に係る通信料（以下「番号案内サービス接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から番号案内サービスを利用した場合（その契約者回線の 5 G 契約者等以外の者が利用した場合を含みます。）	その契約者回線の 5 G 契約者等

- 2 前項の規定にかかわらず、番号案内サービスの利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。
- 3 番号案内サービス料及び番号案内サービス接続通信料（以下「番号案内サービス料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内サービス料等については通信料とみなして取り扱います。

第 93 条～第 94 条（略）

第 82 条～第 84 条（略）

第 13 章 その他のサービス

第 85 条～第 90 条（略）

（相互接続番号案内）

第 91 条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

（注）本条に規定する番号案内事業者は、N T T 東日本株式会社又は N T T 西日本株式会社とします。

（番号案内料等の支払義務等）

第 92 条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の 5 G 契約者等が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合（その契約者回線の 5 G 契約者等以外の者が利用した場合を含みます。）	その契約者回線の 5 G 契約者等

- 2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。
- 3 番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。

第 93 条～第 94 条（略）

料金表

通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

2～3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能の廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。

(4) (略)

5～9 (略)

10 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び付加機能使用料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 付加機能使用料の減額適用及び通信料の割引適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その5 Gサービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が5 Gサービスに係る料金に合わせ請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった5 Gサービスに係る料金等が、他の5 Gサービス、X i若しくはX i ユビキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 Gサービスに係る料金その他の債務が、他の5 Gサービス、X i若しくはX i ユビキタス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その5 Gサービスについて5 G契約者等から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G契約者等は、その5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する5 Gサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

料金表

通則

(料金等の設定)

1 当社が提供する5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。

2～3 (略)

4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能又は情報提供サービスの提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(3) 暦月の初日に付加機能又は情報提供サービスの提供を開始し、その日にその付加機能又は情報提供サービスの廃止があったとき。

(4) (略)

5～9 (略)

10 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び付加機能使用料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(電子媒体による請求額情報の通知)

11 当社は、5 G契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その5 Gサービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が5 Gサービスに係る料金に合わせ請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) (略)

(2) その請求のあった5 Gサービスに係る料金等が、他の5 Gサービス、X i若しくはX i ユビキタス（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、F O M A、F O M A ユビキタス若しくはF O M A 位置情報（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。

(3) (略)

12～13 (略)

14 当社は、5 Gサービスに係る料金その他の債務が、他の5 Gサービス、X i若しくはX i ユビキタス、F O M A、F O M A ユビキタス若しくはF O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その5 Gサービスについて5 G契約者等から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15～18 (略)

(料金等の支払い)

19 契約者は、5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G契約者等は、その5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する5 Gサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 (略)

21 5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第46条(基本使用料等の支払義務)から第52条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第85条(料金明細内訳書の発行等)から第87条(支払証明書等の発行)及び第92条(番号案内サービス料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24~37 (略)

(電話ユニバーサルサービス料の適用)

38 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第46条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続して5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

39 電話リレーサービス料の適用については、第46条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

40~46 (略)

47 番号案内サービス料等の適用については、第92条(番号案内サービス料等の支払義務等)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 番号案内サービスの利用は通話モードにより行うものとし、番号案内サービス接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。

(2) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その5 Gサービスの契約者回線から行った番号案内サービスの利用に係る通信(当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する番号案内サービス料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(3) 番号案内サービスを利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内サービス料等の支払いを要しません。この場合において、すでにその番号案内サービス料等が支払われているときは、その番号案内サービス料等を返還します。

ア 緊急通報用電話番号の問い合わせに対し、番号案内をしたとき。

イ 当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。

(割引額又は割引予定額の開示)

48 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する5 G又はX iに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

20 (略)

21 5 Gサービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

22 (略)

(消費税相当額の加算)

23 第46条(基本使用料等の支払義務)から第52条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第85条(料金明細内訳書の発行等)から第87条(支払証明書等の発行)、第90条(情報提供サービス)及び第92条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。

24~37 (略)

(電話ユニバーサルサービス料の適用)

38 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第46条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続して5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

(電話リレーサービス料の適用)

39 電話リレーサービス料の適用については、第46条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) (略)

40~46 (略)

47 情報料の適用については、第46条(基本使用料等の支払い義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

48 番号案内料等の適用については、第92条(番号案内料等の支払義務等)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。

(2) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その5 Gサービスの契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信(当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する番号案内料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(3) (2)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

(割引額又は割引予定額の開示)

49 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求(以下この項において「一括請求」といいます。)している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群(以下この項において「一括請求グループ」といいます。)に属する5 G、X i又はF O M Aに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割(当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。)の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

49～50 (略)

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～7 (略)

8 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内サービス料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内サービス料	1 電話番号ごとに	(略)
番号案内サービス接続通信料		その契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

1 2 及び 3 以外のもの

種 類
(略)
(略)
(略)

2～3 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 8 年 3 月 12 日経企 000600003817-01 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

50～51 (略)

(注) 当社は、第 51 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の 5 G サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～7 (略)

8 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内料	1 電話番号等ごとに	(略)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

1 2 及び 3 以外のもの

種 類		
(略)		
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能	
	追加機能	閉域接続機能
(略)		

2～3 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

(その他)

3 経企第 2903 号（令和 4 年 2 月 14 日）の附則第 3 項第 1 号を次のように改めます。

(1) イを次のように改めます。

イ 削除

(2) ウを次のように改めます。

ウ アの規定にかかわらず、X i に係る定期契約（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに 5 G に係る定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその X i に係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 経企 000600001917-01 号（令和 7 年 9 月 24 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																				
<p>(目次) 第1章～第12章 (略) 第13章 雑則 第65条～第78条の2 (略) 第78条の3 spモード等を利用した請求方法等 第78条の4～第78条の5 (略) 第78条の6 JAPANローミング™の利用 第79条～第80条の2 (略) 第14章 その他のサービス 第81条～第86条 (略) 第87条 番号案内サービス 第88条 番号案内サービス料等の支払義務 第89条～第93条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 モバイルマルチメディア通信網</td> <td>SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>4 Xiサービス</td> <td>モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸携帯電話サービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの</td> </tr> <tr> <td>5～33 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章～第8章 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～3 (略)	(略)	3 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4 Xiサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸携帯電話サービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの	5～33 (略)	(略)	<p>(目次) 第1章～第12章 (略) 第13章 雑則 第65条～第78条の2 (略) 第78条の3 iモード等を利用した請求方法等 第78条の4～第78条の5 (略) 第79条～第80条の2 (略) 第14章 その他のサービス 第81条～第86条 (略) 第87条 相互接続番号案内 第88条 番号案内料等の支払義務 第89条～第93条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 モバイルマルチメディア通信網</td> <td>SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）</td> </tr> <tr> <td>4 Xiサービス</td> <td>モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、FOMAサービス（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの</td> </tr> <tr> <td>5～33 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章～第8章 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～3 (略)	(略)	3 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）	4 Xiサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、FOMAサービス（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの	5～33 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																				
1～3 (略)	(略)																				
3 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式又はOFDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																				
4 Xiサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸携帯電話サービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの																				
5～33 (略)	(略)																				
用 語	用 語 の 意 味																				
1～3 (略)	(略)																				
3 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-SS-SS方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）																				
4 Xiサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、FOMAサービス（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸Xiサービス（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの																				
5～33 (略)	(略)																				

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)

2～4 (略)

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 X i サービス、5 Gサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているX i サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～10 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節 通信時間等の測定

(通信時間等の測定等)

第47条 通話モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第46条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2～5 (略)

第4節 (略)

第10章 料金等

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
64kb/s デジタル通信モード	回線交換方式により64kb/s 以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
(略)	(略)

2～4 (略)

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第45条 X i サービス、5 Gサービス、F O M A サービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供しているX i サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～10 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節 通信時間等の測定

(通信時間等の測定等)

第47条 通話モード及び64kb/s デジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第46条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2～5 (略)

第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス（X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～3 (略)

4 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料の支払いを要します。

ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び付加機能使用料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第50条～第53条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス（X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。）の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、契約解除料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行等に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～3 (略)

4 情報提供サービス（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る料金は、情報料とし、料金表通則に定めるところによります。

5 (略)

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第49条 X i 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、料金表通則において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりX i サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(3) (略)

3 (略)

第50条～第53条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章 (略)

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第63条 当社は、X i サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのX i サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、X i サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのX i サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 料金表通則において基本使用料、付加機能使用料、情報料、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料として規定する料金

(2) (略)

3～4 (略)

(注) (略)

第 64 条 (略)

第 13 章 雑則

(発信者番号通知等)

第 65 条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、X i 特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 X i 契約者及び X i 特定接続契約者（第 25 条（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定めた X i 特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第 65 条の 2～第 69 条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

(13) 電子メール（sp モード電子メール（sp モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び moperaU サービス（moperaU ご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(17) (略)

2～6 (略)

(注 1) 本条第 1 項第 13 号に定める当社が別に定める方法は、本条第 2 項の規定によるほか、「moperaU ご利用規則」又は「sp モードご利用規則」等に定めるところによります。

(注 2) (略)

第 71 条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1) (略)

(2) 当社が定める 5 G サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その 5 G 契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(3) (略)

2～4 (略)

(注) (略)

第 64 条 (略)

第 13 章 雑則

(発信者番号通知等)

第 65 条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、X i 特定接続契約に係る通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2～3 (略)

4 X i 契約者及び X i 特定接続契約者（第 25 条（契約者識別番号）の規定により当社が契約者識別番号を定めた X i 特定接続契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信に限ります。）について、その通信の日時等に関する情報の通知（以下この条において「着信通知」といいます。）を受けることができます。

5～6 (略)

(注) (略)

第 65 条の 2～第 69 条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

(13) 電子メール（i モード電子メール（i モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。））、sp モード電子メール（sp モードご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び moperaU サービス（moperaU ご利用規則に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(17) (略)

2～6 (略)

(注 1) 本条第 1 項第 13 号に定める当社が別に定める方法は、本条第 2 項の規定によるほか、「moperaU ご利用規則」、「sp モードご利用規則」又は「i モードご利用規則」等に定めるところによります。

(注 2) (略)

第 71 条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第 72 条 5 G 契約（コース A に係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。）の申込み又は 5 G 契約に係る区分の変更（コース B への変更に限ります。）の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1) (略)

(2) 当社が定める 5 G サービス、FOMA サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その 5 G 契約、FOMA 契約、X i 契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。

(3) (略)

2～4 (略)

(注) (略)

第 73 条～第 74 条 (略)

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者 (当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録 (以下「利用者登録」といいます。) を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者 (以下「登録利用者」といいます。) の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(6) (略)

(7) X i 契約者からの請求により、当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合があること。

7～9 (略)

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 75 条～第 78 条の 2 (略)

(sp モード等を利用した請求方法等)

第 78 条の 3 X i 契約者は、当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う場合において、当社が定める方法により暗証番号を利用して、氏名、住所その他の情報の開示に関する請求を行うことができます。

2 (略)

第 78 条の 4～第 78 条の 5 (略)

(JAPAN ローミング™の利用)

第 78 条の 6 X i 契約者 (当社が別に定める者に限ります。) は、JAPAN ローミング™ (天災、事変その他の非常事態が発生し X i サービスの提供が技術的に困難と当社が判断した場合において、当社と JAPAN ローミング™に係る事業者間契約を締結した協定事業者が、当社からの要請を承諾してドコモ U I M カード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。この場合において、JAPAN ローミング™には次の方式があります。

方 式	内 容
1 フルローミング	2 以外のもの
2 緊急通報のみ	通話モードによる緊急通報に限り利用できるもの

2 JAPAN ローミング™は、当社が定める期間及び方式に限り利用することができます。この場合において、当社は JAPAN ローミング™を利用できる状態としたときは、当社のインターネットホームページ等において掲示します。

3 JAPAN ローミング™に係る協定事業者において運用上又は技術上の支障が生じた場合は、JAPAN ローミング™の利用を一時中断又は中止することがあります。

4 当社は、JAPAN ローミング™を利用した緊急通報において、第 65 条 (発信者番号通知等) の規定にかかわらず、契約者識別番号に代えてその契約者回線に接続されている移動無線装置に装着されたドコモ U I M カード等に係る IMSI 番号を、その緊急通報に係る機関へ通知する場合があります。

5 JAPAN ローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「1 8 4」又は「1 8 6」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があります。

第 73 条～第 74 条 (略)

(利用者登録)

第 74 条の 2 X i 契約者 (当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。) は、当社が定める方法により、その契約に係る X i サービスを主に利用する者の登録 (以下「利用者登録」といいます。) を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者 (以下「登録利用者」といいます。) の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、その X i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は X i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(6) (略)

(7) X i 契約者からの請求により、i モードご利用規則に規定する i モードお預かりセンターその他の当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合があること。

7～9 (略)

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 75 条～第 78 条の 2 (略)

(i モード等を利用した請求方法等)

第 78 条の 3 X i 契約者は、当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う場合において、当社が定める方法により暗証番号を利用して、氏名、住所その他の情報の開示に関する請求を行うことができます。

2 (略)

第 78 条の 4～第 78 条の 5 (略)

6 JAPAN ローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「184」をダイヤルする等した場合であっても、契約者識別番号又はIMSI番号が、その緊急通報に係る機関へ通知される場合があります。

7 JAPAN ローミング™に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(注1) フルローミング方式を利用したデータ通信モードによる通信の伝送速度は、300kb/s以下に制限されます。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定める者は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(注3) 本条第7項に規定する当社が別に定めるところは、当社が定めるJAPAN ローミング™利用規約とします。

第79条～第80条の2 (略)

第14章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第81条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳書を発行します。

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、あらかじめX i 契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、通話モードに係るX i サービスの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い（以下「用途別集計」といいます。）を行います。

7～8 (略)

(注1)～(注3) (略)

第81条の2～第83条 (略)

(回収代行の承諾等)

第84条 X i 契約者は、有料情報サービス（X i 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)

(注) 回収方法その他の回収代行に関する条件は、「spモードご利用規則」等に定めるところによります。

第85条～第86条 (略)

(番号案内サービス)

第87条 X i 契約者は、番号案内サービス（N T T タウンページ株式会社が提供するタウンページに掲載されている電話番号の案内を受けることができるものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

(注) 番号案内サービス案内において、1回の利用で問合せを行うことができる電話番号の数は15件までとします。

(番号案内サービス料等の支払義務等)

第88条 番号案内サービスの利用に係る料金は、当社が定めるものとし、番号案内サービスを利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内サービス料及び番号案内サービスへの接続に係る通信料（以下「番号案内サービス接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から番号案内サービスを利用した場合 (その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合)	(略)

第79条～第80条の2 (略)

第14章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第81条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、そのX i 契約者に係るX i 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳書を発行します。

2～5 (略)

6 当社は、前5項の規定によるほか、あらかじめX i 契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、通話モード及び64kb/s デジタル通信モードに係るX i サービスの通信の料金明細内訳を、当社が別に定めるところにより、通信の相手先に応じて分けて記録する取扱い（以下「用途別集計」といいます。）を行います。

7～8 (略)

(注1)～(注3) (略)

第81条の2～第83条 (略)

(回収代行の承諾等)

第84条 X i 契約者は、有料情報サービス（X i 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用したときのその有料情報サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。）について、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)

(注) 回収方法その他の回収代行に関する条件は、「iモードご利用規則」又は「spモードご利用規則」等に定めるところによります。

第85条～第86条 (略)

(相互接続番号案内)

第87条 X i 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する番号案内事業者は、N T T 東日本株式会社又はN T T 西日本株式会社とします。

(番号案内料等の支払義務等)

第88条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 (その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合)	(略)

合を含みます。		合を含みます。	
<p>2 前項の規定にかかわらず、番号案内サービスの利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>3 番号案内サービス料及び番号案内サービス接続通信料（以下「番号案内サービス料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内サービス料等については通信料とみなして取り扱います。</p>		<p>2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>3 番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。</p>	
第89条～第93条（略）		第89条～第93条（略）	
料金表 通則		料金表 通則	
（料金等の設定）		（料金等の設定）	
1 当社が提供するX i サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。		1 当社が提供するX i サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報提供サービス及びその他のサービスに関する料金は、料金表別記によるほか、当社が別に定めるところによります。	
2～3（略）		2～3（略）	
4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。 (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。 (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。 (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能の廃止があったとき。		4 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。 (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は付加機能（別表2（付加機能）に規定するiモード電子メール転送機能を除きます。以下この条において同じとします。）若しくは情報提供サービスの提供の開始があったとき。 (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。 (3) 暦月の初日に契約者回線又は付加機能若しくは情報提供サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又はその付加機能若しくは情報提供サービスの廃止があったとき。 (4)～(5)（略）	
5～7（略）		5～7（略）	
8 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約又はX i コビキタス契約の解除と同時に新たにX i 契約又はX i コビキタス契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約等に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。		8 受付終了プラン（基本使用料の料金種別又は通信料の区分のうち、既に選択している契約者を除いて、新たに選択することのできないものをいいます。以下この項において同じとします。）に係るX i 契約、X i コビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A コビキタス契約の解除と同時に新たにX i 契約、X i コビキタス契約、F O M A 契約又はF O M A コビキタス契約の締結を行った場合及び受付終了プランに係る基本使用料の料金種別から料金表に規定する基本使用料の料金種別へ変更を行った場合の料金の計算方法及び定期契約等に係る契約期間の起算日の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。	
9～10（略）		9～10（略）	
11 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び付加機能使用料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。 (1)（略） (2) 付加機能使用料の減額適用及び通信料の割引適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 （電子媒体による請求額情報の通知）		11 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び付加機能使用料の減額適用等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。 (1)（略） (2) 付加機能使用料の減額適用、通信料の割引適用及び情報料の減額適用に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 （電子媒体による請求額情報の通知）	
12 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX iに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。 (1)（略） (2) その請求のあったX iに係る料金等が、他の5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i若しくはX i コビキタス、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下		12 当社は、X i 契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのX i（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がX iに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。 (1)（略） (2) その請求のあったX iに係る料金等が、他の5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、X i若しくはX i コビキタス、F O M A、F O M A コビキタス若しくはF O M A 位置情報（F O M Aサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス（ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）又はワイドスターⅢ通信サービス（ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものを	

<p>同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>13 当社は、1のX iにおいて、別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>14 当社は、X i又はX iコピキタスに係る料金その他の債務が、他のX iサービス、5Gサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのX iについてX i契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>15～18 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料及びその他のサービスに関する料金(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するX iサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>20～22 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>23 第49条(基本使用料等の支払義務)から第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第81条(料金明細内訳書の発行等)から第83条(支払証明書等の発行)及び第88条(番号案内サービス料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。</p> <p>24～36 (略)</p> <p>37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(電話ユニバーサルサービス料の適用)</p> <p>38 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1) 5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにX i契約又はX iコピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してX i契約又はX iコピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(電話リレーサービス料の適用)</p> <p>39 電話リレーサービス料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1) 5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにX i契約又はX iコピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してX i契約又はX iコピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>いいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>13 当社は、1のX iにおいて、iモード機能若しくはビジネスmoperaインターネット機能又は別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき(当社が定めるときを除きます。)は、当社がそのことを確認した日において、そのX iについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>14 当社は、X i又はX iコピキタスに係る料金その他の債務が、他のX iサービス、5Gサービス、FOMAサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのX iについてX i契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>15～18 (略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>19 契約者は、料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i契約者は、その料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金(第58条の2(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するX iサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>20～22 (略)</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>23 第49条(基本使用料等の支払義務)から第54条(相互接続通信に係る料金の取扱い)、第81条(料金明細内訳書の発行等)から第83条(支払証明書等の発行)、第86条(情報提供サービス)及び第88条(番号案内料等の支払義務等)の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>ただし、税込額のみで定める場合の料金、国際アウトローミング利用料及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。)に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。</p> <p>24～36 (略)</p> <p>37 次のいずれかに該当するときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、請求書等の発行等に関する料金の支払いを要しません。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) iモード機能若しくはビジネスmoperaインターネット機能又は別表2(付加機能)に規定するmoperaU機能若しくはspモード機能の提供を受けていないとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(電話ユニバーサルサービス料の適用)</p> <p>38 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1) FOMA契約、FOMAコピキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにX i契約又はX iコピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してX i契約又はX iコピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(電話リレーサービス料の適用)</p> <p>39 電話リレーサービス料の適用については、第49条(基本使用料等の支払い義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1) FOMA契約、FOMAコピキタス契約若しくはFOMA位置情報契約、5G契約、ワイドスター契約又はワイドスターⅢ契約の解除と同時に新たにX i契約又はX iコピキタス契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してX i契約又はX iコピキタス契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) (略)</p>
---	--

40～46 (略)

47 番号案内サービス料等の適用については、第88条（番号案内サービス料等の支払義務等）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

- (1) 番号案内サービスの利用は通話モードにより行うものとし、番号案内サービス接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。
- (2) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのX i の契約者回線から行った番号案内サービスの利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内サービス料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。
- (3) 番号案内サービスを利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内サービス料等の支払いを要しません。この場合において、すでにその番号案内サービス料等が支払われているときは、その番号案内サービス料等を返還します。
ア 緊急通報用電話番号の問い合わせに対し、番号案内をしたとき。
イ 当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。
(割引額又は割引予定額の開示)

48 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G又はX iに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

49～50 (略)

(注) 当社は、第 50 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～7 (略)

8 その他のサービスに関する料金等

- (1)～(3) (略)
- (4) 番号案内サービス料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
番号案内サービス料	1 電話番号ごとに	(略)
番号案内サービス接続通信料		その契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

1 X i 契約に係るもの

種 類

40～46 (略)

47 情報料の適用については、第 49 条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

48 番号案内料等の適用については、第88条（番号案内料等の支払義務等）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

- (1) 相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。
- (2) 身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのX i の契約者回線から行った相互番号案内の利用に係る通信（当該料金月の末日までに終了した通信に限ります。）に関する番号案内料等については、料金表別記の規定にかかわらず、支払いを要しません。
- (3) (2)の規定によるほか、番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

(割引額又は割引予定額の開示)

49 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G、X i又はF O M Aに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者がdカードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

50～51 (略)

(注) 当社は、第 51 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記

1～7 (略)

8 その他のサービスに関する料金等

- (1)～(3) (略)
- (4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	(略)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

1 X i 契約に係るもの

種 類

(略)

2 X i ユビキタス

(略)			
ビジネス mopera インターネット機能 (ビジネス mopera インターネット)	追加機能	I P 網接続機能	タイプ 2 (「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)
(略)			
i モードケータイデータお預かり機能 (i モードケータイデータお預かりサービス)	基本機能	追加機能	容量拡張機能 (お預かりプラス)
i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)			
i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)			
(略)			
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能	追加機能	閉域接続機能
(略)			

2 X i ユビキタス

契約に係るもの

種 類
(略)
(略)
(略)

契約に係るもの

種 類			
(略)			
ビジネス mopera インターネット機能 (ビジネス mopera インターネット)	追加機能	I P 網接続機能	タイプ 2 (「B フレッツ/フレッツ光ネクスト」コース)
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能	追加機能	閉域接続機能
(略)			

(注) (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 8 年 3 月 12 日経企 000600003817-01 号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 702 号 (平成 26 年 8 月 8 日) の附則を次のように改めます。

(1) 第 4 項を次のように改めます。

ア 第 1 号のイの(イ)中、「定期包括割引 (ビジネスセーバー) 又はユビキタス定期複数契約割引 (ユビキタスプラン割引) 」を「ユビキタス定期複数契約割引 (ユビキタスプラン割引) 」に改めます。

イ 第 2 号を次のように改めます。

(ア) アの(イ)を次のように改めます。

(イ) 削除

(イ) ウを次のように改めます。

① (ア)を次のように改めます。

(ア) 複数回線複数割引 (ファミリー割引) の適用は、改正後の規定における総合利用プランに係る X i の場合に準ずるものとします。

① タイプ X i にねんを選択している X i 契約者が、その X i が属する割引回線群 (以下この欄において「指定割引回線群」といいます。) に係る契約者回線への通話モードによる通信 (料金月の末日までに終了した通信に限ります。) に関する料金について、支払いを要しません。

② 削除

② (イ)の①の表を次のように改めます。

区 分	定額料(月額)	割 引 額	
		(ア) (イ)以外のもの (は税込額)	(イ) 指定割引回線群に係る契約者 回線への通話モードによる通信
指 定 割 引 回 線 群 に 係 る X i 等 の 数	2～30	—	その通信に関する料金の月 間累計額に 0.10 を乗じて 得た額
	31～100	477 円(524.7 円)	その通信に関する料金の月 間累計額に 0.20 を乗じて 得た額
	101～1000	667 円(733.7 円)	その通信に関する料金の月 間累計額に 0.30 を乗じて 得た額

ウ 第 5 号中、「通信の付加サービス及び情報提供サービスの提供条件」を「通信の付加サービスの提供条件」に改めます。

(2) 第 7 項第 1 号中、「通話モード、64kb/s デジタル通話モード及びショートメッセージ通信モード」を「通話モード及びショートメッセージ通信モード」に改めます。

4 経企第 1896 号 (平成 29 年 3 月 24 日) の附則第 3 項第 2 号を次のように改めます。

(2) 削除

5 経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 20 項を次のように改めます。

(1) 第 2 号のア中、「moperaU 機能 (当社が別に定めるスタンダードプランに係るものに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及び i モード機能」を「moperaU 機能 (当社が別に定めるスタンダードプランに係るものに限ります。) 及び sp モード機能」に改めます。

(2) 第 3 号を次のように改めます。

ア アの(イ)を次のように改めます。

(イ) 削除

- イ 伊中、「通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信」を「通話モードによる通信」に改めます。
- ウ ウの(イ)中、「通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信」を「通話モードによる通信」に改めます。
- エ オの(エ)を次のように改めます。

(エ) 削除

オ キを次のように改めます。

キ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は、次に定めるところによります。

(ア) X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）又は X i シンプルプランに係る定期契約を締結しているときは、その X i が属する割引回線群を構成する他の契約者回線等への通話モードによる通信（料金月の末日までに終了した通信に限り、当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、支払いを要しません。

(イ) 削除

カ クの(ア)の表を次のように改めます。

区 分	定額料(月額)		割 引 額	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	(ア) (イ)以外のもの	(イ) 指定割引回線群に係る契約者回線への通話モードによる通信
指 定 割 引 回 線 群 に 係 る X i 等 の 数	2～30	—	その通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限り、当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、支払いを要しません。
	31～100	477 円(524.7 円)	その通信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額	
	101～1000	667 円(733.7 円)	その通信に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額	

6 経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

7 経企第 2903 号（令和 4 年 2 月 14 日）の附則第 3 項第 1 号のイ及びウを次のように改めます。

(1) イを次のように改めます。

イ 削除

ウ 削除

(2) ウを次のように改めます。

ウ アの規定にかかわらず、X i に係る定期契約（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに 5 G に係る定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその X i に係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

8 経企第 4573 号（令和 6 年 3 月 25 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

9 経企 000600001917-01 号（令和 7 年 9 月 24 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 X i 等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(国際電話契約の締結)</p> <p>第9条 X i 等（5 Gサービス契約約款に規定する5 G（5 G契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）、5 G home でんわ、5 G特定接続及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結したときは、そのX i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定するコースBに係るものに限ります。）に係る契約を締結したとき又は5 G契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）をしたときは、その5 G契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 X i 等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 国際電話サービス</td> <td>5 Gサービス、F O M Aサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7～9 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 X i 等</td> <td>当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、F O M Aサービス、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(国際電話契約の締結)</p> <p>第9条 X i 等（5 Gサービス契約約款に規定する5 G（5 G契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）、5 G home でんわ、5 G特定接続及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結したときは、そのX i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定するコースBに係るものに限ります。）に係る契約を締結したとき又は5 G契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）をしたときは、その5 G契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～5 (略)	(略)	6 国際電話サービス	5 Gサービス、F O M Aサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス	7～9 (略)	(略)	10 X i 等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、F O M Aサービス、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス	11 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 X i 等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								
用 語	用 語 の 意 味																								
1～5 (略)	(略)																								
6 国際電話サービス	5 Gサービス、F O M Aサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス若しくはワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線又は専用回線等接続サービスの専用回線等を使用して本邦と外国（インマルサットシステム移動地球局（海事衛星通信を取扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話（以下「特定衛星携帯電話」といいます。）を含みます。）との間で行われる他人の通話を媒介する電気通信サービス																								
7～9 (略)	(略)																								
10 X i 等	当社が提供する5 Gサービス（5 Gサービス契約約款に規定する5 G home でんわ及び5 G特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）、F O M Aサービス、X i サービス（X i サービス契約約款に規定するX i 特定接続を除きます。以下同じとします。）、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス																								
11 (略)	(略)																								

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) 5 Gサービス又はX i サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その契約の解除と同時に新たに5 G契約を締結したとき。
- (2) (略)

第10条～第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 通話

第19条 (略)

(取扱地域等)

第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。

ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、X i サービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置、ワイドスターⅢ通信サービスに係る移動無線装置又は携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

3 (略)

(注) (略)

第21条～第24条 (略)

第5章～第8章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 削 除	

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) 5 Gサービス、F O M Aサービス又はX i サービスに係る契約者（当該契約約款の規定により国際電話契約を締結している者に限ります。）が、その契約の解除と同時に新たに5 G契約を締結したとき。
- (2) (略)

第10条～第15条 (略)

第3章 (略)

第4章 通話

第19条 (略)

(取扱地域等)

第20条 通話を取り扱う地域は、別表のとおりとします。

ただし、当社の業務運営上その他のやむを得ない理由により一部の地域への通話の取扱いを中止することがあります。

2 国際電話サービスに係る通話（当社が別に定める機能を利用して行う通話及び専用回線等接続サービスに係る通話を除きます。）は、5 Gサービスに係る移動無線装置、F O M Aサービスに係る移動無線装置、X i サービスに係る移動無線装置、ワイドスター通信サービスに係る移動無線装置、ワイドスターⅢ通信サービスに係る移動無線装置又は携帯電話サービスに係る移動無線装置が、当該契約約款に規定する営業区域内（ワイドスター通信サービス及びワイドスターⅢ通信サービスにあっては、わが国の陸上又は海上とします。以下この条において同じとします。）に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通話を行うことができない場合があります。

3 (略)

(注) (略)

第21条～第24条 (略)

第5章～第8章 (略)

料金表

通則

1～19 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 控除残額及び繰越残額に関する通話料の適用	ア 国際電話サービスの利用に係るX i 等において、当該契約約款に定めるところにより控除残額及び繰越残額（当社の提供する他の電気通信サービスの料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、2（料金額）の規

			<p>定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下同じとします。）からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ (6)に規定する定期包括割引又は(7)に規定する回線群を単位とする通話料の月極割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアの規定を適用します。</p>																																				
(5) (略)		(5) (略)																																					
(6) <u>削 除</u>		(6) <u>定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用</u>	<p>ア 国際電話サービスの利用に係る X i 等（FOMAサービスに係るものに限ります。）において、当該契約約款に定めるところにより定期包括割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、その定期包括割引に係る割引選択期間及び最低利用額（X i 等の契約約款の規定に基づき契約者からあらかじめ申出のあったものをいいます。）に応じて、次表に規定する額の割引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1413 643 1984 1377"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>割 引 額</th> </tr> <tr> <th>割引選択期間</th> <th>最低利用額</th> <th>国際電話サービスに係る通話に関する料金の月間累計額に次の係数を乗じて得た額の合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1年</td> <td>100万円</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>0.36</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>0.37</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">2年</td> <td>10万円</td> <td>0.32</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>500万円</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>0.41</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>0.42</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>10万円</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額	割引選択期間	最低利用額	国際電話サービスに係る通話に関する料金の月間累計額に次の係数を乗じて得た額の合計額	1年	100万円	0.35	500万円	0.36	1,000万円	0.37	3,000万円	0.38	5,000万円	0.39	2年	10万円	0.32	50万円	0.35	100万円	0.38	500万円	0.39	1,000万円	0.40	3,000万円	0.41	5,000万円	0.42	3年	10万円	0.35	
区 分		割 引 額																																					
割引選択期間	最低利用額	国際電話サービスに係る通話に関する料金の月間累計額に次の係数を乗じて得た額の合計額																																					
1年	100万円	0.35																																					
	500万円	0.36																																					
	1,000万円	0.37																																					
	3,000万円	0.38																																					
	5,000万円	0.39																																					
2年	10万円	0.32																																					
	50万円	0.35																																					
	100万円	0.38																																					
	500万円	0.39																																					
	1,000万円	0.40																																					
	3,000万円	0.41																																					
	5,000万円	0.42																																					
3年	10万円	0.35																																					

附 則（令和 8 年 3 月 12 日経企 000600003817-01 号、令和 8 年 3 月 19 日経企 000600003947-01 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削 除

4 経企 000600001917-01 号（令和 7 年 9 月 24 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削 除

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 専用回線等接続サービス</td> <td>指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～24 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第 7 条～第 11 条 (略)</p> <p>(内線グループ等の指定等)</p> <p>第 11 条の 2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。) 又は X i 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数 (1 の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャンネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 11 条の 3～第 11 条の 4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第 12 条 第 9 種接続装置 (料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料) に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の規定により第 9 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス	4～24 (略)	(略)	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～2 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 専用回線等接続サービス</td> <td>指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～24 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 ビジネス mopera 契約</p> <p>第 7 条～第 11 条 (略)</p> <p>(内線グループ等の指定等)</p> <p>第 11 条の 2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。)、X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数 (1 の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャンネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 11 条の 3～第 11 条の 4 (略)</p> <p>(アクセス回線の登録等)</p> <p>第 12 条 第 9 種接続装置 (料金表第 1 表第 1 (接続装置使用料) に規定するものをいいます。以下同じとします。) に係るビジネス mopera 契約者は、その接続装置を介して通信を行うことができるアクセス回線等の契約者識別番号等を当社が指定する方法により申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項の規定により第 9 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者から申出があったときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～2 (略)	(略)	3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス	4～24 (略)	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
1～2 (略)	(略)																
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス																
4～24 (略)	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
1～2 (略)	(略)																
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス																
4～24 (略)	(略)																

(5) 申出のあったアクセス回線について、5 Gサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定する番号変換機能の提供を受けていないとき。

(6) (略)

3～15 (略)

(注) (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線(第12種接続装置(プランA又はプランCに限ります。))にあつては、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわに限ります。))に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。))と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。))との間で通信を行うことができます。

2 (略)

3 当社は、第1項の規定によりビジネス mopera 契約者から申出があつたときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

第13条～第23条 (略)

第4章～第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7～第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを除きます。))との間で通信を行うことができます。

2～3 (略)

第34条の12 (略)

第6章～第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～3 (略)

4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 第9種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)の1(適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。))に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス(別表2(付加機能)に規定する音声会議機能を利用する場合を除き、5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを

(5) 申出のあったアクセス回線について、5 Gサービス契約約款、F O M Aサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定する番号変換機能の提供を受けていないとき。

(6) (略)

3～15 (略)

(注) (略)

(国際アウトローミング接続)

第12条の2 ビジネス mopera 契約者(第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、5 Gサービス契約約款、F O M Aサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線(第12種接続装置(プランA又はプランCに限ります。))にあつては、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわに限ります。))に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。))と専用回線に係る接続点(当社が定めるものを除きます。))との間で通信を行うことができます。

2 (略)

3 当社は、第1項の規定によりビジネス mopera 契約者から申出があつたときは、次の場合を除いて、接続のために必要な登録を行います。

(1) 別表2(付加機能)に規定するセンタ側課金機能又は即時接続機能の提供を受けているとき。

(2) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第13条～第23条 (略)

第4章～第5章の2 (略)

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7～第34条の10 (略)

(国際アウトローミング接続)

第34条の11 SMS送信契約者は、5 Gサービス契約約款、F O M Aサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを除きます。))との間で通信を行うことができます。

2～3 (略)

第34条の12 (略)

第6章～第7章 (略)

第8章 通信

(通信の条件等)

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～3 (略)

4 前3項の規定によるほか、第9種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 第9種接続装置(料金表第1表第1(接続装置使用料)の1(適用)に規定するタイプ1に係るものに限ります。))に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス(別表2(付加機能)に規定する音声会議機能を利用する場合を除き、5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを

除きます。)又はX i サービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ〜カ (略)

(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。

イ〜カ (略)

5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

(2)〜(7) (略)

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 第12種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを除きます。)、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(2) 5 Gサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から第12種接続装置(プランB又はプランCに係るものに限ります。)に接続された専用回線等に係る接続点へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(3) (略)

(注) 当社が JAPAN ローミング™(当社の5 Gサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するものをいいます。)を利用できる状態としているときは、第12種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスにおいては第12条の2(国際アウトローミング接続)に規定する必要な登録を当社が行っている場合、SMS送信サービスにおいては第34条の11(国際アウトローミング接続)に規定する必要な登録を当社が行っている場合に限り、本条第6項第1号に規定する通信を行うことができます。

第39条の2〜第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 前項によるほか、当社が提供する専用回線等接続サービスの通信に関する料金は、5 Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところによります。

3 (略)

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。))があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

除きます。)、FOMAサービス又はX i サービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ〜カ (略)

(2) 第9種接続装置(タイプ2に係るものに限ります。)に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者回線等へ通信を行うことができます。

イ〜カ (略)

5 前4項の規定によるほか、第10種接続装置に係る専用回線等接続サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 専用回線等に係る接続点から5 Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等へ通信を行うことができます。この場合の通信の取扱いについては、この約款によるほか、当該契約約款に定めるところによります。

(2)〜(7) (略)

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおりとします。

(1) 第12種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。))及び5 G home でんわを除きます。)、FOMAサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(2) 5 Gサービス、FOMAサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から第12種接続装置(プランB又はプランCに係るものに限ります。)に接続された専用回線等に係る接続点へのショートメッセージ通信モードによる通信(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができます。

(3) (略)

第39条の2〜第40条 (略)

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第41条 当社が提供する専用回線等接続サービスの料金は、接続装置使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 前項によるほか、当社が提供する専用回線等接続サービスの通信に関する料金は、5 Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところによります。

3 (略)

第2節 料金等の支払義務

第42条 (略)

(通信に関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、第9種接続装置、第10種接続装置若しくは第12種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備からアクセス回線等への通信(その通信が契約者以外の者によって行われる場合を含みます。))があったときは、料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2(付加機能)、5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

第44条～第45条 (略)

第3節 (略)

第4節 預託金

(預託金)

第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第5節～第6節 (略)

第10章 (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1)～(2) (略)

(3) 5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定める通信に関する料金(料金額の算定方法は当該契約約款の規定に準じます。)

3～4 (略)

第55条～第55条の2 (略)

第12章 雑則

第5章～第8章 (略)

第56条～第57条 (略)

2～4 (略)

5 契約者は、前4項の規定によるほか、別表2(付加機能)、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款、ワイドスター通信サービス契約約款、ワイドスターⅢ通信サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定めるところにより通信に関する料金の支払いを要します。

第44条～第45条 (略)

第3節 (略)

第4節 預託金

(預託金)

第47条 契約者又は専用回線等接続契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、専用回線等接続サービスの利用、名義変更の承諾又は付加機能の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 別表2(付加機能)に定めるセンタ側課金機能の請求をしたとき。

(4) (略)

2～5 (略)

第5節～第6節 (略)

第10章 (略)

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、専用回線等接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその専用回線等接続サービスを提供しなかったときは、その専用回線等接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその専用回線等接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1)～(2) (略)

(3) 5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に定める通信に関する料金(料金額の算定方法は当該契約約款の規定に準じます。)

3～4 (略)

第55条～第55条の2 (略)

第12章 雑則

第5章～第8章 (略)

第56条～第57条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第 58 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(9) (略)

2 (略)

3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又は S M S 送信機能に係る電気通信設備からの通信にあたって、次の行為があったと認めるときは、第 1 項第 5 号の規定に違反したものと取り扱います。

(1) 5 G サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線の契約者から受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為。

(2) 当社が大量と認めるショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求を実在しない 5 G サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者識別番号へ送信する行為。

4 (略)

(注) (略)

第 59 条～第 62 条 (略)

第 13 章 その他のサービス

第 63 条～第 64 条 (略)

(ショートコードの発行)

第 65 条 ビジネス mopera 契約者 (第 12 種接続装置 (プラン B 又はプラン C に係るものに限ります。) に係る契約者に限ります。以下、この条において同じとします。) は、5 G サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を、当社が別に定めるところにより、ショートコード (ビジネス mopera 契約者からの請求により当社が付与した数字をいいます。以下同じとします。) を使用して行うことができます。

2～3 (略)

(注) (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用		
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。	
	種 類	内 容
	(ア)～(ク) (略)	(略)
	(ケ) 第 9 種接続装置 (オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ

(利用に係る契約者の義務)

第 58 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(9) (略)

2 (略)

3 当社は、接続装置を介したショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求又は S M S 送信機能に係る電気通信設備からの通信にあたって、次の行為があったと認めるときは、第 1 項第 5 号の規定に違反したものと取り扱います。

(1) 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線の契約者から受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為。

(2) 当社が大量と認めるショートメッセージ通信モードによる信号の送信の請求を実在しない 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスに係る契約者識別番号へ送信する行為。

4 (略)

(注) (略)

第 59 条～第 62 条 (略)

第 13 章 その他のサービス

第 63 条～第 64 条 (略)

(ショートコードの発行)

第 65 条 ビジネス mopera 契約者 (第 12 種接続装置 (プラン B 又はプラン C に係るものに限ります。) に係る契約者に限ります。以下、この条において同じとします。) は、5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信 (当社が別に定めるものに限ります。) を、当社が別に定めるところにより、ショートコード (ビジネス mopera 契約者からの請求により当社が付与した数字をいいます。以下同じとします。) を使用して行うことができます。

2～3 (略)

(注) (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(注) (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 接続装置使用料

1 適用

接 続 装 置 使 用 料 の 適 用		
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。	
	種 類	内 容
	(ア)～(ク) (略)	(略)
	(ケ) 第 9 種接続装置 (オフィスリンク)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービ

		通信サービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話（おおむね 3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信）を行うことができるようにするために設置するもの				ス又はワイドスターⅢ通信サービスの契約者回線との間で、内線番号を使用して通話（おおむね 3 kHz の帯域を使用して音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信）を行うことができるようにするために設置するもの	
	(コ) 第 10 種接続装置（ボイスミーティング）	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信（通話モードによる通信に限ります。）を同時に行うことができるようにするために設置するもの			(コ) 第 10 種接続装置（ボイスミーティング）	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、ワイドスターⅢ通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信（通話モードによる通信に限ります。）を同時に行うことができるようにするために設置するもの	
	(サ) (略)	(略)			(サ) (略)	(略)	
	(シ) 第 12 種接続装置（SMSセンターサービス）	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの			(シ) 第 12 種接続装置（SMSセンターサービス）	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線との間でショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができるようにするために設置するもの	
	(ス) (略)	(略)			(ス) (略)	(略)	
	イ 特定接続サービスに係る接続装置には、次の種類があります。				イ 特定接続サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		
	種 類	内 容			種 類	内 容	
	特定接続装置	専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス又は X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うことができるようにするために設置するものであって、当該契約約款に規定する sp モード電子メールの送信を行うためのもの			特定接続装置	専用回線等接続契約に基づき、5 G サービス、F O M A サービス又は X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うことができるようにするために設置するものであって、当該契約約款に規定する i モード電子メール又は sp モード電子メールの送信を行うためのもの	
	ウ 通話録音サービスに係る接続装置には次の種類があります。				ウ 通話録音サービスに係る接続装置には次の種類があります。		
	種 類	内 容			種 類	内 容	
	通話録音接続装置	専用回線等接続契約に基づき、当社の電気通信設備から録音情報（5 G サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する通話録音機能に係るものをいいます。）の伝送を行うことができるようにするために設置するもの			通話録音接続装置	専用回線等接続契約に基づき、当社の電気通信設備から録音情報（5 G サービス、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する通話録音機能に係るものをいいます。）の伝送を行うことができるようにするために設置するもの	
	エ SMS 送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。				エ SMS 送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		
	種 類	内 容			種 類	内 容	
	SMS 送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契			SMS 送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した 5 G サービス（5 G サービス契	

	<p>約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができる機能</p> <p>オ～チ（略）</p> <p>ツ 第12種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="398 408 969 906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランA（SMSセンタープッシュ）</td> <td>契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>プランB（SMSセンターアップ）</td> <td>5Gサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>テ 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、登録した5Gサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数並びに第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限ります。）の接続装置を介して受信されたショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。</p> <p>ト～ヌ（略）</p> <p>ネ SMS送信機能の接続装置使用料は、5Gサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。</p> <p>ノ（略）</p>	区 分	内 容	プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの	プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの	（略）	（略）	<p>2 （略）</p> <p>第2 付加機能</p>		<p>約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）を行うことができる機能</p> <p>オ～チ（略）</p> <p>ツ 第12種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="1415 408 1986 906"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランA（SMSセンタープッシュ）</td> <td>契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>プランB（SMSセンターアップ）</td> <td>5Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>テ 第12種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、登録した5Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の数並びに第12種接続装置（プランB又はプランCに係るものに限ります。）の接続装置を介して受信されたショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。</p> <p>ト～ヌ（略）</p> <p>ネ SMS送信機能の接続装置使用料は、5Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者識別番号の登録数に応じて、2（料金額）のとおり料金を適用することとします。</p> <p>ノ（略）</p>	区 分	内 容	プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの	プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの	（略）	（略）	<p>2 （略）</p> <p>第2 付加機能</p>
区 分	内 容																				
プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの																				
プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの																				
（略）	（略）																				
区 分	内 容																				
プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G home でんわを除きます。）、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの																				
プランB（SMSセンターアップ）	5Gサービス、FOMAサービス、X i サービス、ワイドスターⅢ通信サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線から契約者へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの																				
（略）	（略）																				
<p>使用料</p> <p>1 （略）</p> <p>2 料金額</p>			<p>使用料</p> <p>1 （略）</p> <p>2 料金額</p>																		

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
代表機能 (5 Gデータアクセスセレクト / X i データアクセスセレクト)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第 3
通信料
1

適用

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
代表機能 (5 Gデータアクセスセレクト / F O M A パケットアクセスセレクト / X i データアクセスセレクト)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第 3
通信料
1

適用

通 信 料 の 適 用			
(1)~(1)の3 (略)	(略)		
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等 (第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。)及びX i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。</p> <p>表 (略) イ〜キ (略)</p>		
(2) 5 Gサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 第12種接続装置 (プランA又はプランCに係るもの)に限ります。)又はSMS送信機能に係る接続点から5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。) 、 X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。</p> <p>表 (略) イ (略)</p>		
(3) 携帯電話通信料の月極割引の適用	<p>携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。) 、 X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 Gサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	割 引 額	5 Gサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額
割 引 額			
5 Gサービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額			
(4)~(6) (略)	(略)		

通 信 料 の 適 用			
(1)~(1)の3 (略)	(略)		
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等 (第10種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。) 、 F O M A 及びX i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い (以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。</p> <p>表 (略) イ〜キ (略)</p>		
(2) 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア 第12種接続装置 (プランA又はプランCに係るもの)に限ります。)又はSMS送信機能に係る接続点から5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。</p> <p>表 (略) イ (略)</p>		
(3) 携帯電話通信料の月極割引の適用	<p>携帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、5 Gサービス (5 Gサービス契約約款に規定する5 G (一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの)に限ります。)及び5 Ghome でんわを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	割 引 額	5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額
割 引 額			
5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額			
(4)~(6) (略)	(略)		

2 (略)

第4 (略)

第5 電話ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	(略)	(略)	(略)
	加算額		
		(略)	(略)

(注) (略)

第6 電話リレーサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	(略)	(略)	(略)
	加算額		
		(略)	(略)

(注1) ~ (注2) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)

2 (略)

第4 (略)

第5 電話ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	(略)	(略)	(略)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	2円 (2.2円)
		1 センタ側課金番号ごとに	2円 (2.2円)
		(略)	(略)

(注) (略)

第6 電話リレーサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話ユニバーサルサービス料	(略)	(略)	(略)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	1円 (1.1円)
		1 センタ側課金番号ごとに	1円 (1.1円)
		(略)	(略)

(注1) ~ (注2) (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~9 (略)	(略)

10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの及びコースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）又はXiの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) (略) (2) ビジネス mopera 契約者は、登録に係る5G契約者及びXi契約者の承諾を得た上でその登録の請求をしていただきます。 (3) ビジネス mopera 契約者が登録できる5Gサービス及びXiの数は当社が別に定める数以内とします。
11～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）及び5G home でんわを除きます。）及びXiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1)～(2) (略)
23 (略)	(略)
24 音声会議機能 主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス又はXiサービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通話を同時に行うことができるようにする機能をいいます。	(1)～(7) (略) (注) (略)
25 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則 (令和8年3月12日経企 000600003817-01号、令和8年3月19日経企 000600003947-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点との間の通信を、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの及びコースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。以下この欄において同じとします。）の契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）又はXiの契約者回線との間の通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り、以下この欄において同じとします。）に限り、行うことができるようにする機能をいいます。	(1) (略) (2) ビジネス mopera 契約者は、登録に係る5G契約者、FOMA契約者及びXi契約者の承諾を得た上でその登録の請求をしていただきます。 (3) ビジネス mopera 契約者が登録できる5Gサービス、FOMA及びXiの数は当社が別に定める数以内とします。 (4) この機能の提供を受けている第1種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、通信の相手先となるFOMAの契約者回線への接続方法をあらかじめ選択することができます。 (5) (略) (注) (4)の規定により選択できる接続方法は、IPアドレスを使用して行う方法又は契約者識別番号を使用して行う方法とします。
11～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）及び5G home でんわを除きます。）及びFOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り、以下この欄において同じとします。）において、当社が定める情報量を超えるデータを、分割して伝送することができる機能をいいます。	(1)～(2) (略)
23 (略)	(略)
24 音声会議機能 主として契約者があらかじめ登録した5Gサービス、FOMAサービス又はXiサービスに係る1又は複数の契約者回線との間で通話を同時に行うことができるようにする機能をいいます。	(1)～(7) (略) (注) (略)
25 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第 543 号（平成 24 年 7 月 24 日）の附則第 3 項から第 7 項を次のように改めます。
- 3 削除
 - 4 削除
 - 5 削除
 - 6 削除
 - 7 削除
- 4 経企 000600002901-01 号（令和 7 年 12 月 19 日）の附則第 3 項第 2 号の表中、センタ側課金機能、閉域接続機能及び即時接続機能に関する部分を削除します。

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等(指定商品を主として接続する申込者の1の5G(5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。)、5Ghome でんわ、X i又はX i ユビキタス(5Gサービス契約約款又はX i サービス契約約款(以下「5G約款等」といいます。))に規定するものをいいます。))をいいます。以下同じとします。))を指定することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当社と締結している5Gサービス若しくはX i サービス(以下「5Gサービス等」といいます。))に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(5G約款等の規定により、当社が5Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者(5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。))へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。))。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条 契約者は、本契約(指定5G回線等の指定があるものを除きます。))の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所又は所属X i サービス取扱所(5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。))に請求していただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、契約者は、指定5G回線等に係る名義変更(5G約款等に規定するものをいいます。))があったときは、その指定5G回線等に係る本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所又は所属X i サービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>6 (略)</p> <p>第11条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等(指定商品を主として接続する申込者の1の5G(5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。))、5Ghome でんわ、X i、X i ユビキタス、<u>F O M A</u>又は<u>F O M A ユビキタス</u>(5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は<u>F O M A サービス契約約款</u>(以下「5G約款等」といいます。))に規定するものをいいます。))をいいます。以下同じとします。))を指定することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当社と締結している5Gサービス、X i サービス若しくは<u>F O M A サービス</u>(以下「5Gサービス等」といいます。))に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき(5G約款等の規定により、当社が5Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者(5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。))へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。))。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条 契約者は、本契約(指定5G回線等の指定があるものを除きます。))の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所、所属X i サービス取扱所又は所属<u>F O M A サービス取扱所</u>(5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。))に請求していただきます。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、契約者は、指定5G回線等に係る名義変更(5G約款等に規定するものをいいます。))があったときは、その指定X i回線等に係る本契約の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所、所属X i サービス取扱所又は所属<u>F O M A サービス取扱所</u>に請求していただきます。</p> <p>6 (略)</p> <p>第11条～第19条 (略)</p>

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則 (令和 8 年 3 月 12 日 経 企 000600003817-01 号) (実施期日) 1 この附則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前 のとおりとします。 (その他) 3 経企第 1605 号 (令和元年 9 月 24 日) の附則第 3 項第 1 号中、「ワイドスター通信サービス、F O M A サービス、X i サービス」を「ワイドスター通信サービス、X i サービス」に、「ワイドスター通信サービス、F O M A、電話サービス」を「ワイドスター通信サービス、電話サービス」に改めます。 4 経企第 6306 号 (令和 7 年 3 月 25 日) の附則第 3 項第 26 号のイを次のように改めます。 イ 削除</p>	

ワ イ ド ス タ ー Ⅲ 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>(目次)</p> <p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 番号案内サービス</p> <p style="padding-left: 40px;">第71条 番号案内サービス</p> <p style="padding-left: 40px;">第72条 番号案内サービス料等の支払義務等</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節～第5節 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章～第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第12章 雑則</p> <p>第56条～第62条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結)</p> <p>第63条 ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が定めるワイドスター通信サービス、5Gサービス又はX i サービスの契約者がそのワイドスター契約、5G契約又はX i 契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第64条～第70条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第13章 その他のサービス</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 番号案内サービス</p> <p>(番号案内サービス)</p> <p>第71条 契約者は、番号案内サービス（NTTタウンページ株式会社が提供するiタウンページに掲載されている電話番号の案内を受けることができるものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>(注) 番号案内サービスにおいて、1回の利用で問合せを行うことができる電話番号の数は15件までとします。</p> <p>(番号案内サービス料等の支払義務等)</p> <p>第72条 番号案内サービスの利用に係る料金は、当社が定めるものとし、番号案内サービスを利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内サービス料及び番号案内サービスへの接続に係る通信料（以下「番号案内サービス接続通信料」といいます。）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">支払いを要する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線から番号案内サービスを利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）</td> <td>その契約者回線の契約者</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要する者	契約者回線から番号案内サービスを利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）	その契約者回線の契約者	<p>(目次)</p> <p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 相互接続番号案内</p> <p style="padding-left: 40px;">第71条 相互接続番号案内</p> <p style="padding-left: 40px;">第72条 番号案内料等の支払義務等</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節～第5節 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章～第11章 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第12章 雑則</p> <p>第56条～第62条 (略)</p> <p>(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結)</p> <p>第63条 ワイドスターⅢ契約の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が定めるワイドスター通信サービス、5Gサービス、FOMAサービス又はX i サービスの契約者がそのワイドスター契約、5G契約、FOMA契約又はX i 契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結する場合であって、国際電話サービスを継続して利用するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第64条～第70条 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第13章 その他のサービス</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 相互接続番号案内</p> <p>(相互接続番号案内)</p> <p>第71条 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。</p> <p>(注) 本条に規定する番号案内事業者は、NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社とします。</p> <p>(番号案内料等の支払義務等)</p> <p>第72条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">支払いを要する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）</td> <td>その契約者回線の契約者</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	支払いを要する者	契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）	その契約者回線の契約者
区 別	支払いを要する者								
契約者回線から番号案内サービスを利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）	その契約者回線の契約者								
区 別	支払いを要する者								
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合（その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます）	その契約者回線の契約者								

す。)	
2 前項の規定にかかわらず、番号案内サービスの利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。	
3 番号案内サービス料及び番号案内サービス接続通信料（以下「番号案内サービス料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内サービス料等については通信料とみなして取り扱います。	
第2節～第5節（略）	
料金表	
通則	
1～11（略） （電子媒体による請求額情報の通知）	
12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスターⅢ通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスターⅢ通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。	
(1)（略）	
(2) その請求のあったワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は I P 通信網サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。	
(3)（略）	
13（略）	
14 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスに係る料金その他の債務が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は I P 通信網サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスターⅢ通信サービスについて契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。	
15～16（略）	
17 ワイドスター通信サービス、5 Gサービス又は X i サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合は、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。 ただし、契約の解除のあった X i サービスに係る契約に係る料金等において、X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。	
18～21（略）	
22 第39条（基本使用料等の支払義務）から第43条（工事費の支払義務）までの規定、第44条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定及び第72条（番号案内サービス料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、税込額のみで定める場合の料金及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。	
23～32（略） （電話ユニバーサルサービス料の適用）	
33 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第39条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G契約又は X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契	

2 前項の規定にかかわらず、相互接続番号案内の利用に係る通信の通信時間のうち、当社が別に定める時間を超えた部分の通信時間に係る通信料については、支払いを要しません。	
3 番号案内料及び番号案内接続通信料（以下「番号案内料等」といいます。）に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料等については通信料とみなして取り扱います。	
第2節～第5節（略）	
料金表	
通則	
1～11（略） （電子媒体による請求額情報の通知）	
12 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのワイドスターⅢ通信サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等がワイドスターⅢ通信サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。	
(1)（略）	
(2) その請求のあったワイドスターⅢ通信サービスに係る料金等が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は I P 通信網サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。	
(3)（略）	
13（略）	
14 当社は、ワイドスターⅢ通信サービスに係る料金その他の債務が、他のワイドスターⅢ通信サービス、5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又は I P 通信網サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのワイドスターⅢ通信サービスについて契約者から第12項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。	
15～16（略）	
17 ワイドスター通信サービス、5 Gサービス、X i サービス又は F O M A サービスに係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合は、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。 ただし、契約の解除のあった F O M A サービス又は X i サービスに係る契約に係る料金等において、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。	
18～21（略）	
22 第39条（基本使用料等の支払義務）から第43条（工事費の支払義務）までの規定、第44条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定及び第72条（番号案内料等の支払義務等）の規定等により、この料金表通則及び料金表別記に定める料金、工事費及びその他のサービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、税込額のみで定める場合の料金及び外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、この限りではありません。	
23～32（略） （電話ユニバーサルサービス料の適用）	
33 電話ユニバーサルサービス料の適用については、第39条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G契約、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約又は	

約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(電話リレーサービス料の適用)

34 電話リレーサービス料の適用については、第 39 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G 契約又は X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

35～40（略）

41 番号案内サービス料等の適用については、第72条（番号案内サービス料等の支払義務等）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 番号案内サービスの利用は通話モードにより行うものとし、番号案内サービス接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。

(2) 番号案内サービスを利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内サービス料等の支払いを要しません。この場合において、すでにその番号案内サービス料等が支払われているときは、その番号案内サービス料等を返還します。

ア 緊急通報用電話番号の問合わせに対し、番号案内をしたとき。

イ 当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。

42～43（略）

44 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G又は X i に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)～(注2)（略）

別記

1～7（略）

8 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3)（略）

(4) 番号案内サービス料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内サービス料	1 電話番号ごとに	(略)
番号案内サービス接続通信料		その契約者回線から当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表1～別表6（略）

附 則（令和8年3月12日経企000600003817-01号）
この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月の電話ユニバーサルサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(電話リレーサービス料の適用)

34 電話リレーサービス料の適用については、第 39 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、ワイドスター契約、5 G 契約、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約又は X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たにワイドスターⅢ契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続してワイドスターⅢ契約を締結していたものとみなして取り扱います。

35～40（略）

41 番号案内料等の適用については、第72条（番号案内料等の支払義務等）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1)相互接続番号案内の利用は通話モードにより行うものとし、番号案内接続通信料は料金表別記に規定する額を適用します。

(2)番号案内料等免除者の取扱い、相互接続番号案内の問合せ番号等の数、番号案内料等の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

42～43（略）

44 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する5 G、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる5 G、5 G home でんわ、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)～(注2)（略）

別記

1～7（略）

8 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3)（略）

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	(略)
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

別表1～別表6（略）

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i 等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i 等(1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G又はX i (当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定める提供条件書に規定する home 5 Gプラン又は home でんわライト/ベーシックであるもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～6 (略)</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのI P通信網サービス(当社が提供する他のI P通信網サービスであって、その料金等がI P通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その請求のあったI P通信網サービスに係る料金等が、他の5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X i サービス(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、ワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスターⅢ通信サービス(ワイドスターⅢ通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る料金等と一括して請求され</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i 等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i 等(1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G、<u>F O M A</u>又はX i (当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。)をいいます。以下同じとします。)を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定める提供条件書に規定する home 5 Gプラン若しくは home でんわライト/ベーシック又はF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aプラン 39等、<u>F O M Aデータプラン 22、タイプ 2in1 若しくはタイプ S S 2in1</u>等であるもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～6 (略)</p> <p>(電子媒体による請求額情報の通知)</p> <p>7 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、そのI P通信網サービス(当社が提供する他のI P通信網サービスであって、その料金等がI P通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。)について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報(当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。)の送付に代えて、請求データ蓄積装置(請求額情報(料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。)を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、請求額情報を通知(以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。)する取扱いを行います。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その請求のあったI P通信網サービスに係る料金等が、他の5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、X i サービス(X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、<u>F O M A</u>サービス(<u>F O M A</u>サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、ワイドスター通信サービス(ワイドスター通信サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)又はワイドスターⅢ通信サービス(ワイドスターⅢ通信サ</p>

<p>ている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 当社は、I P通信網サービスに係る料金その他の債務が、他の5 Gサービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのI P通信網サービスについて契約者から第7項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>10～25 (略)</p> <p>第1表～第3表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>附 則（令和8年3月12日経企000600003817-01号） この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</p>	<p>サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る料金等と一括して請求されている場合であって、当社が別に定めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 当社は、I P通信網サービスに係る料金その他の債務が、他の5 Gサービス、X i サービス、F O M Aサービス、ワイドスター通信サービス又はワイドスターⅢ通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのI P通信網サービスについて契約者から第7項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>10～25 (略)</p> <p>第1表～第3表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>
--	---

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次) 第1章～第14章 (略) 第15章 その他のサービス 第72条～第73条 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表～第3表 (略)</p> <p>別表 (略) 附則 (略)</p> <p> 第1章～第13章 (略)</p> <p> 第14章 雑則</p> <p>第60条～第64条 (略)</p> <p>(番号情報の提供) 第65条 契約者は、当社の番号情報（特定F T T H事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定めるものに限り））へ提供するために必要な情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、当社が特定F T T H事業者提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。 2 契約者は、前項の規定により当社が特定F T T H事業者提供した番号情報を、特定F T T H事業者が電気通信事業者等に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第66条～第71条 (略)</p> <p> 第15章 その他のサービス</p> <p>第72条～第73条 (略)</p>	<p>(目次) 第1章～第14章 (略) 第15章 その他のサービス 第72条～第73条 (略) 第74条 電話帳掲載 第75条 番号案内 第76条 番号案内料の支払義務等</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表～第3表 (略) 第4表 重複掲載料 第5表 番号案内料</p> <p>別表 (略) 附則 (略)</p> <p> 第1章～第13章 (略)</p> <p> 第14章 雑則</p> <p>第60条～第64条 (略)</p> <p>(番号情報の提供) 第65条 契約者は、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（74条（電話帳掲載）及び第75条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、当社が特定F T T H事業者提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。 2 契約者は、前項の規定により当社が特定F T T H事業者提供した番号情報を、特定F T T H事業者が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限り））に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。 (注1)～(注2) (略)</p> <p>第66条～第71条 (略)</p> <p> 第15章 その他のサービス</p> <p>第72条～第73条 (略)</p> <p><u>(電話帳掲載)</u> 第74条 当社は、料金表第4表に定めるところにより、電話帳（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するタウンページウェブ版及びタウンページ冊子版をいいます。以下同じとします。）への掲載を行います。</p> <p><u>(番号案内)</u> 第75条 契約者は、当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号等（当社又は特定F T T H事業者が付与した契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下、「番号案内」といいます。）を利用することができます。</p>

料金表
 (料金表目次)
 通則 (略)
 第1表～第3表 (略)

通則
 1～16 (略)
 17 第44条 (基本使用料等の支払義務) の規定から第48条 (工事費の支払義務) までの規定により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。
 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

18 (略)
 (注1)～(注2) (略)

第1表～第3表 (略)

(番号案内料の支払義務等)

第76条 番号案内の利用に係る料金は、番号案内を利用した契約者回線 (その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。) の契約者が、次表に定めるところにより、料金表第5表 (番号案内料) に規定する番号案内料の支払いを要します。
 2 番号案内料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。この場合において、番号案内料については通信料とみなして取り扱います。

料金表
 (料金表目次)
 通則 (略)
 第1表～第3表 (略)

第4表 重複掲載料

第5表 番号案内料

- 1 適用
- 2 料金額

通則
 1～16 (略)
 17 第44条 (基本使用料等の支払義務) の規定から第48条 (工事費の支払義務) までの規定、第76条 (番号案内料の支払義務等) の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。
 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。

18 (略)
 (注1)～(注2) (略)

第1表～第3表 (略)

第4表 重複掲載料

区 分	単 位	手数料の額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
タウンページウェブ版に係るもの	電話帳掲載のつど1掲載ごとに	500円 (550円)
タウンページ冊子版に係るもの	電話帳発行のつど1掲載ごとに	500円 (550円)

第5表 番号案内料

- 1 適用

番 号 案 内 料 の 適 用	
(1) 視覚障害者等が利用する場合の番号案内料の適用除外	電話番号案内を利用する者 (特定 F T T H 事業者が別に定める者に限りま) が、特定 F T T H 事業者が別に定めるところにより番号案内を利用するときは、2 (料金額) の規定にかかわらず、番号案内料の支払いを要しません
(2) 番号案内料等免除者の取扱い等	(1)の規定によるほか、番号案内料免除者の取扱い、番号案内の間合せ番号等の数、番号案内料の支払いを要しない場合については、番号案内事業者の契約約款の規定に準じて取り扱います。

- 2 料金額

	区 分	単 位	料 金 額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
	番号案内料	1 電話番号等ごとに	400円（440円）
別表1～別表6（略） 附 則（令和8年3月12日経企000600003817-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	別表1～別表6（略）		

割 賦 販 売 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G、5Ghomeでんわ又はX i（5Gサービス契約約款又はX iサービス契約約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、当社所定の方法により、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当社と締結している5Gサービス若しくはX iサービス（以下「5Gサービス等」といいます。）に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（5G約款等の規定により、当社が5Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者（5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条 契約者は、本契約（指定5G回線等の指定があるものを除きます。）の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所又は所属X iサービス取扱所（5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。）に請求していただきます。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所又は所属X iサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>6 (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G、5Ghomeでんわ、X i 又はFOMA（5Gサービス契約約款、X iサービス契約約款又はFOMAサービス契約約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、当社所定の方法により、次に掲げる事項を記入し、当社に提出していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申込者が当社と締結している5Gサービス、X iサービス若しくはFOMAサービス（以下「5Gサービス等」といいます。）に関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき（5G約款等の規定により、当社が5Gサービス等の料金その他の債務に係る債権を請求事業者（5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>(契約上の地位の譲渡)</p> <p>第10条 契約者は、本契約（指定5G回線等の指定があるものを除きます。）の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。</p> <p>2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所、所属X iサービス取扱所又は所属FOMAサービス取扱所（5G約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。）に請求していただきます。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属5Gサービス取扱所、所属X iサービス取扱所又は所属FOMAサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>6 (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p>

5 G 契 約 及 び X i 契 約 に 関 す る 取 扱 い の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス及びX i サービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」又は「X i サービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1) 「契約者」とは、5 G契約者、5 Ghome でんわ契約者、X i 契約者又はX i ユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。</p> <p>(2) 「5 G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5 G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、5 Ghome でんわ契約、X i 契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、X i ユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日 改定 令和 3 年 8 月 27 日 改定 令和 4 年 3 月 29 日 改定 令和 8 年 4 月 1 日 最終改定</p>	<p>株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びFOMAサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「FOMAサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1) 「契約者」とは、5 G契約者、5 Ghome でんわ契約者、X i 契約者、X i ユビキタス契約者、FOMA契約者又はFOMAユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。</p> <p>(2) 「5 G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5 G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、5 Ghome でんわ契約、X i 契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、X i ユビキタス契約、FOMA契約、FOMAユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。</p> <p>(3)～(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日 改定 令和 3 年 8 月 27 日 改定 令和 4 年 3 月 29 日 最終改定</p>